

## 長崎市消費生活相談員の募集

職務内容	消費生活に関する相談、苦情処理のあっせん事務、消費者教育など
応募資格	次のいずれかの資格を有する人 ① (独)国民生活センターが付与する消費生活専門相談員 ② (一財)日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー ③ (一財)日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタント
募集人員	1人
募集期間	平成28年4月26日～平成28年5月31日
任用期間	平成28年7月1日～平成29年3月31日
勤務形態	非常勤特別職(地方公務員法第3条第3項第3号)
勤務時間	火曜日～日曜日の午前10時～午後6時(職務により時差出勤あり) 週35時間
休日等	週休2日 原則月曜日及び土・日曜日のいずれか休み(ただし、祝日は交代出勤。振替で対応)、年末年始(12月29日～1月3日)
報酬	月額211,000円(平成28年4月1日現在)
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険
申込方法	履歴書(自筆、写真貼付)、応募動機のレポート(800字程度)、資格取得、修了を証する書類(写)を消費者センターへ郵送または持参 ※平成28年5月31日必着
選考方法	書類審査及び面接 (平成28年6月7日実施予定)
問合せ先	消費者センター(電話829-1500) 所長 森尾、係長 梅原